

全酒販第 24 号
令和 3 年 7 月 9 日

[手交先]

- ・経済再生担当大臣 西村 康稔 殿
- ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
室長 吉田 学 殿
- ・国税庁長官 大鹿 行宏 殿
- ・国税庁課税部酒税課 課長 郷 敦 殿

全国小売酒販組合中央会
会 長 吉田 精孝



7月8日付「酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との酒類の取引停止について(依頼)」の発出を受けての抗議

7月8日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、国税庁酒税課より事務連絡「酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との酒類の取引停止について(依頼)」が発出されました。

私たち小売酒販店としても、新型コロナウイルス感染拡大を早期に収束させ、安心・安全な国民生活を取り戻すことに協力することは当然だと考えております。

しかし、酒類提供を続ける得意先からの注文を拒否することは、長年にわたり培ってきたお客様との信頼関係を棄損する引き金となり得ます。

また、「酒類の取引停止」に対する補償もない中で毅然とした対応をとることは、商慣習の常識から言っても困難です。

実際、多くの組合員からは「注文を断れば他店で購入してしまう」、「今後一切の取引がなくなる。その責任を政府はとるのか」、「週明け(12日以降)の注文が来ており、仕入れた分の補償はあるのか」といった不安や怒りの声が多く寄せられております。

こうした状況を鑑み、今般の「酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じない飲食店との酒類の取引停止」については、憲法が保障する営業の自由や特措法に定める「国民の自由と権利の制限」は「必要最小限のもの」とする趣旨にそぐわないと考えます。

当会は、消費者に安心して酒類を消費いただける環境となることが重要であり、感染拡大の防止に向けた役割を果たしていくことは重要と考えておりますが、当該措置に対する財政的支援が何ら担保されないまま、傘下組合員に一方的に協力を求めることは承服できません。

酒類小売業としての商売継続を困難とする要請については、早急に見直しをいただき、酒類流通の立場からもさらに感染拡大抑止に協力ができるよう、必要な措置を速やかに実施していただきますようお願い申し上げます。